

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成20年7月23日に開催した平成20年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より森林整備事業3箇所、港湾事業1箇所の再評価および海岸事業2箇所の事後評価の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、同年11月20日に開催した第6回委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 森林整備事業 [県事業] 【再評価対象事業】

1番 けんえいりんどう 県営林道 み わ かたがわせん 三和片川線

3番 けんえいりんどう 県営林道 み むねつほねがだけせん 三峰局ヶ岳線

4番 けんえいりんどう 県営林道 こ や むらやません 木屋村山線

1番については、昭和49年度に事業着手し平成10年度と平成15年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して3回目の再評価を行った継続中の事業である。

3番については、平成5年度に事業着手し平成10年度と平成15年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して3回目の再評価を行った継続中の事業である。

4番については、平成15年度に事業着手しその後おおむね5年を経過して再評価を行った継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、1番、3番、4番について、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(2) 港湾事業 [県事業] 【再評価対象事業】

26番 鳥羽港(佐田浜地区)

26番については、平成6年度に事業着手し平成15年度に再評価を行いその後おおむね5年を経過して2回目の再評価を行った継続中の事業である。

今回、審査を行った結果、26番について、他の公共事業と連携し、計画的に事業を進めるべきであったが、来年度、事業完了予定であることから事業継続を了承する。ただし、次の点について、意見を付するものである。

- 一、幅広い県民の利用を想定する公共施設であるため、特に高齢者など要援護者に対する施設の利便性向上となるよう一層の効果発現に努めるよう求める。
- 一、港湾事業の計画策定にあたっては、過大な投資とならないよう、海岸事業などの他事業や他主体と連携し、整合を図るよう求める。
- 一、既存の施設を再利用する場合には、ライフサイクルコスト低減の観点から、維持管理計画の策定などストックマネジメントを構築するよう求める。

(3) 海岸事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

507番 片田地区海岸

508番 海野地区海岸

507番については、昭和49年度に事業着手し平成15年度に完了した事業である。

508番については、平成3年度に事業着手し平成15年度に完了した事業である。審査を行った結果、事業の効果、今後の課題については事後評価の妥当性を認める。今後、事業計画段階からの住民参画を進め、住民に対して事業内容などを十分に説明されたい。また、今後は定量的な実績に基づく科学的な評価結果を示すよう求める。

(4) 総括意見

- 一、森林整備事業について、今後、便益、特に森林整備促進便益の内容が分かるよう、より詳細で分かりやすい説明を求める。